

特別代理人選任の申立てについて（遺産分割協議）

1 概要

- (1) 遺産分割において、被後見人と後見人が共同相続人として遺産分割協議をする場合など、被後見人と後見人の間の利益相反行為については、後見人に代わって、裁判所が選任した別の人（特別代理人）が被後見人を代理します。
- (2) 申立権者 後見人，被後見人，被後見人の親族その他の利害関係人

2 申立てに必要なもの

- (1) 申立書
- (2) 収入印紙 800円分
- (3) 郵便切手 1,000円分（内訳：84円×10枚，50円×2枚，10円×6枚）
- (4) 添付資料
 - ア 特別代理人候補者の住民票（マイナンバーの記載のないもの）※1
 - イ 遺産分割協議書（案）
 - ウ 相続財産に関する資料 ※2
不動産全部事項証明書（登記簿謄本），固定資産税評価証明書，通帳写しなど
 - エ 被相続人の死亡が分かる資料（死亡診断書の写し又は除籍謄本）
 - オ 候補者が専門家（弁護士，司法書士，税理士など）の場合
住所の表示に関する上申書
 - カ 後見人や本人の身分事項や住所に変更がある場合
後見人や本人の戸籍謄本，住民票（マイナンバーの記載のないもの）
 - キ 申立人が利害関係人の場合は，利害関係を証する資料

※1 候補者について，裁判所が選任する第三者を希望する場合は不要です。

※2 裁判所に提出済みであり内容に変更がない場合は不要です。

3 申立ての手続

上記2の必要書類が整いましたら，後見センターまで持参または郵送にて申立てをしてください。

4 申立て後の手続

- (1) 裁判所から特別代理人候補者等に対し「照会書」を送付します。
- (2) 提出された申立書類及び上記照会に対する回答に基づいて，裁判官が審理します。場合によっては，裁判所に来庁してもらい，事情をより詳しく伺うこともあります。
- (3) 審理の結果は，審判書謄本を郵送する方法によりお知らせします。

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見センター

06-6943-5872